管理されたアクセスの変更報告

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第30項の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）

Code 18.2-Model

Reference: Additional Protocol Article 7.b.

参照条項：追加議定書第７条ｂ

**MANAGED ACCESS IDENTIFICATION**

(see Code 14.4 )

**（管理されたアクセス指定）**

(コード14.4参照)

Date 日付:

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Name of site/ location  サイト/場所名  （注１） | Declaration No./ Entry No.  申告番号/  入力番号  （注２） | Name of Place  箇所名  （注３） | Description of need for Managed Access (see Note)  管理されたアクセスが必要な説明（理由・期間）　　(注４) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注１　別記様式第23の注１及び注７の例により記載すること。

注２　申告番号及び入力番号を知らないときは、これを記載しなくてもよい。

注３　別記様式第23の注７及び注９の例により記載すること。

注４

Note:

In order to

1. Prevent the dissemination of proliferation sensitive information

拡散上機微な情報の普及を防止するため

1. Meet safety requirements　安全上の要件を満たすため
2. Meet physical protection requirements　防護上の要件を満たすため
3. Protect proprietary information　所有権情報を保護するため
4. Protect commercially sensitive information　商業上機微な情報を保護するため